

# 告示

## 埼玉県告示第六百六十七号

鶴ヶ島市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った認め証
鶴ヶ島市	令和元年度地籍簿一冊	下新田地区(大)
	令和二年度地籍簿一冊	下新田の一部
		二十日
		令和三年五月